



議案第百八号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年拾月拾七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第

号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（組織）

第二条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第十四条の規定に基づき、国民宿舎事業の管理者の権限に属する事務を処理するため国民宿舎三朝温泉会館を置く。

第三条を次のように改める。

（管理者）

第三条 国民宿舎事業の管理者は、館長とする。

附 則

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。